

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	宮崎市 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の漏えいその他の事態を発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者(申請者)・配偶者・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・年金受給情報等を審査し、児童扶養手当の受給認定・手当額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 児童扶養手当認定請求者からの認定請求書の受理 2 児童扶養手当受給者からの各種届出書の受理 3 認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 4 児童扶養手当の支払い、過払い金の返還請求 5 他自治体等から宮崎市への児童扶養手当状況等照会への回答 6 宮崎市から他自治体等への児童扶養手当状況等の照会 7 宮崎市から他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況等の照会
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) ・別表第二主務省令 (第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2) [情報照会の根拠] ・別表第二 (57の項) ・別表第二主務省令 (第31条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市子ども未来部子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市子ども未来部子育て支援課(市役所本庁舎5階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1765

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 佐藤 由美子	課長 仁田脇 真理	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部子育て支援課	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	宮崎市福祉部子育て支援課	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課(市役所本庁舎5階)	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第37項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】57の項	「番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(13、16、26、47、64、65、87、116の項) ・別表第二主務省令(第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第38条、第44条、第59条の2) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(57の項) ・別表第二主務省令(第31条)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 仁田脇 真理	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(13、16、26、47、64、65、87、116の項) ・別表第二主務省令(第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第38条、第44条、第59条の2) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(57の項) ・別表第二主務省令(第31条)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(13、16、26、47、64、65、87、116の項) ・別表第二主務省令(第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第38条、第44条、第59条の2) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(57の項) ・別表第二主務省令(第31条)		
令和2年10月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課		
令和2年10月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課(市役所本庁舎5階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1765	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課(市役所本庁舎5階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1765		
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課	宮崎市子ども未来局子育て支援課		
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課(市役所本庁舎5階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1765	宮崎市子ども未来局子育て支援課(市役所本庁舎5階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1765		
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満		
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和4年12月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年12月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		